

(2) 豊作による過剰米に対する集荷円滑化事業

制度の変更点

現 行

これまでの主な過剰米処理は、

豊作による過剰米が発生した後にどのような取組を行うのかを決めることとしていたことから、市場に対してアナウンス効果の低いものとなっていました。

また、豊作による過剰米も主食用のお米と区別なく、同じ価格で集荷していることから、生産者は農協等に出荷してしまえば、それが過剰米であっても売れたと思ってしまう需要に応じた生産につながらないという問題がありました。

さらに、主食用の高い価格で集めた豊作による過剰米をもっとも安い用途である配合飼料用(約960円/60kg程度)として処理していました。

新 制 度

このため、新たな制度においては、

過剰米の処理に関するルールをあらかじめ決め、豊作により需要を上回って生産された過剰米が発生した場合は、出来秋の段階で生産者が豊作による過剰米を主食用のお米と区分して出荷することにより、市場に対するアナウンス効果を高めることとしています。

また、その区分出荷を促すため、生産者に無利子の短期融資を行うこととしていますが、その単価については、過剰米の価値に見合ったものとし、生産者に対して過剰の状況が伝達されやすい仕組みとします。

新制度の概要

主食用のお米と区分して出荷した豊作による過剰米に対して、その過剰米の価値に見合った短期融資(無利子)を行い、市場から供給過剰のお米を隔離する取組を促すことにより、需要に応じた売れる米づくりと米価下落の防止を実現します。

融資の返済は、担保となっている過剰米の引き渡しで行うことも可能とし、返済がお米で行われた場合は米穀機構が新規加工用途等に販売することによりお米の新規需要の開拓につなげることとしています。

1. 短期融資原資の造成

この事業の実施主体である米穀機構は、生産者からの拠出金と国からの無利子貸付により、短期融資の原資を造成します。

2. 短期融資等の実施

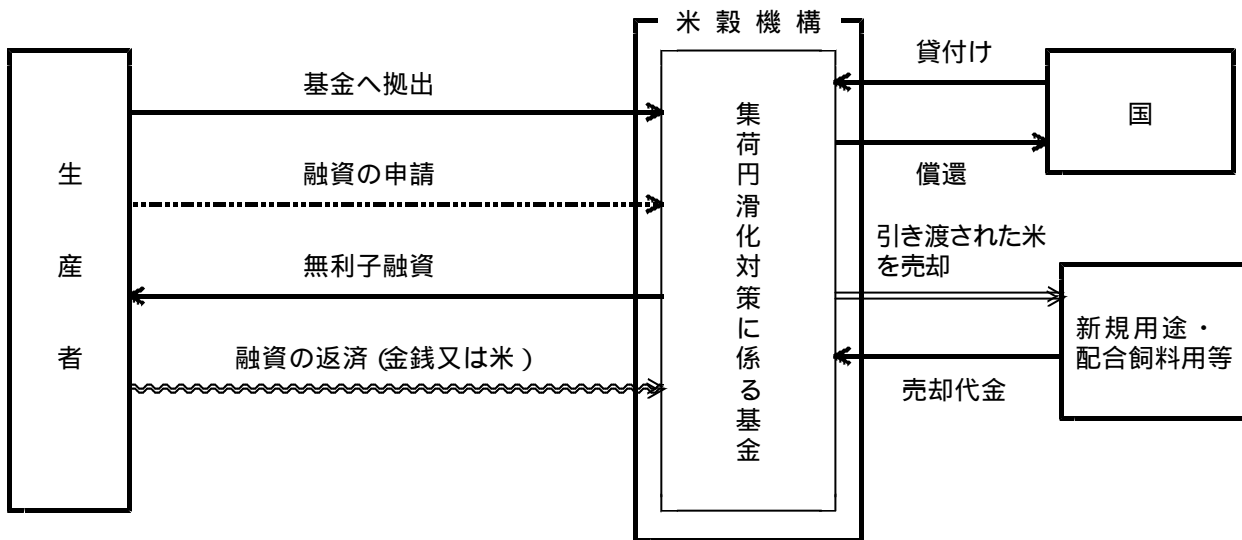
豊作による過剰米が発生した場合、生産者がその豊作による過剰米を主食用として販売するお米とは区分して農協等に出荷して、農協等がそのお米を市場から隔離する取組等を実施すれば、米穀機構は生産者に対して単価3,000円/60kg(平成16年産)の短期融資を実施します。

3. 融資の返済

融資の返済は、金銭によるほか、融資を受けた豊作による過剰米の引き渡しによることも可能です。

引き渡された豊作による過剰米については、融資単価である3,000円/60kgを回収できるように、コメ粉パン原料用等の新規用途への販売を行い、お米の新規需要の開拓につなげることをとしています。

短期融資の概要 (図説)



用語解説、補足説明事項等

配合飼料用処理とは？

配合飼料とは豚や鶏等を飼育するためのエサでトウモロコシ、コウリヤン等複数の穀物等を混ぜてエサとしています。これまで豊作による過剰米が発生した場合、コウリヤンの代わりにお米を使うことで過剰米を処理していました。